

公益社団法人 とちぎ環境・みどり推進機構
森林・山村多面的機能発揮対策交付金実施要領

第1 通則

公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構（以下「機構」という。）が行う森林・山村多面的機能発揮対策交付金（以下「交付金」という。）に係る業務の方法については、森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付等要綱（平成25年5月16日林整森第60号農林水産事務次官依命通知、以下「交付要綱」という。）、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日林整森第74号林野庁長官通知、以下「実施要領」という。）、森林・山村多面的機能発揮対策事業実施要領（平成29年4月14日付け自環第58号環境森林部長通知、以下「県実施要領」という。）、森林・山村多面的機能発揮対策事業交付金交付要領（平成29年4月14日付け自環第58号環境森林部長通知、以下「県交付要領」という。）並びに森林・山村多面的機能発揮対策事業実施要領の運用について（平成29年4月14日付け自環第60号環境森林部長通知、以下「県実施要領の運用」という。）及び県内関係市町森林・山村多面的機能発揮対策事業実施要領等（以下「市町実施要領等」という。）に基づくほか、本要領の定めるところによる。

第2 業務運営の基本方針

機構は、その行う業務の重要性にかんがみ、交付要綱、実施要領、県実施要領、県交付要領、県実施要領の運用、市町実施要領等、交付金の交付決定に当たって林野庁長官及び栃木県知事、市町長から付された条件、本要領その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に、実施要領（別紙2）の要件を満たす活動組織（以下「活動組織」という。）に対する交付金の交付その他の業務を適正かつ効率的に運営する。

2 機構は、交付要綱その他法令等を遵守する活動組織が、本要領に定めた手続に従って交付金の交付の対象となる活動を行う場合、国及び県、市町から交付された交付金の範囲内で活動組織に対し交付金を交付するものとする。

第3 活動組織の承認及び活動計画書の提出

交付金の採択を受けようとする活動組織の代表者は、実施要領（別紙3）第5の4（1）に基づき活動計画書に協定及び活動組織の運営に関する規約等を添え、公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構理事長（以下「機構理事長」という。）に交付金の採択申請（実施要領様式第11号）を行うものとする。

なお、既に活動組織の承認を受けている活動組織（別紙様式1を受けている活動組織）にあつては、当該年度の採択申請書（実施要領様式第11号）及びその申請書に必要な資料を、機構理事長に提出するものとする。

2 機構理事長は、当該年度の申請書の審査に当たっては、実施要領（別紙3）第5の4

(2)に基づき市町の意見を聴取（実施要領様式第12号）する。

3 機構理事長は、当該年度に初めて採択申請書の提出のあった活動組織に対しては、2項の意見聴取後、書類の確認を行い、公募事業等審査会（公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構公募事業等審査会設置要領平成25年8月1日施行）の審査を経た後、当該活動組織に交付金を交付することが適当と認められる場合には、その旨を別紙様式1により通知する。

第4 県及び関係市町との連携

実施要綱第2の2及び実施要領第3の2に基づき、交付金に係る事務を円滑かつ効果的に実施するため、県、関係市町との連携を密にする必要があることから、下記の事項について、機構理事長は、栃木県環境森林部長及び活動組織が活動する市町長に通知するものとする。

- (1) 交付要綱第4の2に基づく通知書
- (2) 実施要領（別紙3）第5の4の(2)に基づく採択通知書
- (3) 活動組織の事業実績
- (4) その他、機構理事長が必要と認める事項

第5 活動組織の規約等の変更

活動組織の代表者は、第3の規定により承認された活動組織の規約等及び代表者の変更があった場合は、実施要領（別紙3）第4の5の規定によらず、速やかに別紙様式2により、機構理事長に報告するものとする。

附則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月17日から施行する。

この要領は、平成27年4月15日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年6月5日から施行する。

この要領は、令和3年度分の交付金から適用する。

この要領は、令和4年度分の交付金から適用する。

別紙様式1

と環み第 号
令和 年 月 日

(活動組織名)

(代表者氏名)

様

公益社団法人

とちぎ環境・みどり推進機構

理事長

森林山村多面的機能発揮対策の活動組織について（承認）

令和 年 月 日付けで貴殿から提出をいただきました森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請書を審査した結果、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日林整森第74号林野庁長官通知）第2の1に規定する森林・山村多面的機能発揮対策交付金を交付する活動組織として適当であると認められますので通知します。

なお、交付額につきましては、別途通知します。

別紙様式2

番 号
令和 年 月 日

公益社団法人
とちぎ環境・みどり推進機構
理事長 様

(活動組織名)

(代表者氏名)

森林山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動団体承認内容の変更について

令和 年 月 日付けと環み第 号により承認された活動組織規約等
を変更したので、関係資料を提出します。

記

※活動組織に関する変更事項を記述するとともに、関係書類を添付すること。